

## 第5章 保育の質の向上に係る検討・議論

本章では、保育と学童保育の質に係る検討・議論を紹介します。

「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会<sup>1</sup>」、「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会<sup>2</sup>」、「幼児教育の実践の質向上に関する検討会<sup>3</sup>」、「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会<sup>4</sup>」、「社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会<sup>5</sup>」を参考に、質の向上に係る内容を紹介します。多様な要素で成り立っている「質」を「内容」、「環境」、「人材」の3つの視点で掲載します。

### ポイント

#### 1 保育

- 保育の質については、これまで国内や諸外国において時間をかけて議論・構築されてきています。保育の質を一元的に定義することはできませんが、保育の質を構成する「内容」や「環境」、「人材」の充実を図るとともに、地域や現場のニーズに即した運営を行い、地域住民や関係機関を含めた多様な関係者の参画や連携・協働等が必要であると言われています。
- 保育所保育指針では、保育所における保育とは「養護」および「教育」を一体的に行うことをその特性とするものとしています。保育所における保育は、保育所保育指針の他、各種の基準やガイドライン等が整備されており、「子ども・子育て支援新制度」に係る「質の向上」メニューを始めとした保育士等の処遇や配置の改善、保育士等のキャリアアップに係る研修などが実施されています。
- 子どもの生命の保持および情緒の安定を図るとともに、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、各地域における保育ニーズを踏まえ、保育の質を確保・向上させていくことが重要です。

#### 2 学童保育

- 学童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもたちが一緒に過ごす生活の場であり、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に保育が行われることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められています。
- 学童クラブにおける学童保育は、国による設備運営基準が整備されており、各自治体で様々な取組が行われています。放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻く様々な状況に関心を持ち、育成支援の課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるよう努めることが求められます。運営主体となる自治体は、職場内での教育訓練や研修の機会を確保する必要があります。

<sup>1</sup> 厚生労働省子ども家庭局が学識経験者等を参集して行う検討会。保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、主として保育の「内容」面から具体的な方策等を検討。

<sup>2</sup> 厚生労働省委託調査研究事業（平成30年度）により設置された学識経験者による研究会。保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会による「中間的な論点の整理」（平成30年9月）を受け、諸外国における保育の質をめぐる動向等について、主要な文献・資料等の収集・整理・分析を実施。

<sup>3</sup> 文部科学省が外部有識者等の協力を得て行う検討会。平成30年4月から実施されている新しい幼稚園教育要領等を踏まえ、幼児教育の更なる質の確保・向上の方策等について検討。

<sup>4</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局が学識経験者等を参集して行う検討会。放課後児童クラブの質の向上のための研修について検討。

<sup>5</sup> 社会保障審議会児童部会に設置された専門委員会。女性就業率の上昇に伴い放課後児童クラブ利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討。

## 1 保育（保育所・幼稚園）

### （1）保育の質とは

保育所保育指針では、保育所における保育とは「養護」および「教育」を一体的に行うことをその特性とするものとされています。

「養護」とは、子どもの生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりです。その目標は、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ち、生命の保持および情緒の安定を図ることとされています。

「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助です。その目標は、「健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと」、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」、「生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと」、「生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと」、「様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと」とされています。

OECD（国際経済協力機構）では、保育の質を「子どもたちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支えるために保育の場が準備する環境や経験のすべてである（多面的で複合的なもの）」と定義されています。どのような観点から保育の質を捉えるか、どのような要因が保育の質に関与するかという保育の質に係る内容や、保育の質が子どもの発達に影響を与える効果等については一つの明確な見解が定まっているわけではありません。国内外の様々な研究において模索されている保育の質に係る検討・議論の内容を「保育内容」、「保育環境」、「人材」という3つの要素から紹介します。

#### ①保育内容

##### i 保育理念、基本方針の確立と周知

保育理念、基本方針は保育の基本となるもので、子どもの最善の利益に基づき明文化され、職員や保護者、地域へ周知することが求められます。OECD の分類では「志向性の質」と表現されています。「志向性の質」とは、保育において何を大事にし、どのような保育を目指すのかという方向性や目標です。保育所に通う子どもや保護者にとって居心地がよく安心していられる場所であることや、保育所に関わる人々の育ちの場になっていることなど、保育所の方針によっても多様な保育・教育の方法があります。

##### ii 全体的な計画の作成と保育の実施

子どもの家庭環境や生育歴、保育の時間や期間は一人ひとり異なります。保育を行う職員も、保育士をはじめ、様々な職種や勤務体制の者で構成されています。こうした状況を踏まえ、組織全体として一貫性をもって子どもの発達過程を見通しながら保育を体系的に構成し、保育理念や基本方針に対して全職員が共通認識をもち、計画性のある保育を実施することが重要です。

計画作成においては、子どもの発達や生活の連続性に配慮し、在籍期間を通じた育ちの見通しをもって、日々の生活における子どもの実態を捉える視点が重要です。その上で、子どもに計画通り「させる」保育ではなく、その時々の子どもの状況や遊びの展開に応じて環境を適宜変えていくなど、保育士等の適切な判断の下、保育が柔軟に行われることが求められます。

保育における育ちについて丁寧に行った評価に基づいて、保育環境の構成等を継続的に見直すことにより子どもの豊かな経験が着実に積み重ねられ、資質や能力が育まれていきます。

### iii 養護と教育の一体化における子どもの発達援助

子どもの発達を理解し、一人ひとりの子どもの心身の状態や家庭状況等を把握しながら、状態に応じたきめ細やかな援助を行い、連続性のある保育を行うことが求められます。子どもの活動が豊かに展開される安全な環境が整えられ、生涯にわたる学習の基礎を培うために、養護と教育が一体となった計画的な保育が行われていることが必要です。小学校以降の教育や生活につながることを考慮し、発育や発達の連続性を踏まえた保育を職員間で共有し、計画的に実施する必要があります。

### iv 子どもの人権保障

職員は子どもの権利を認め、子どもの最善の利益の確保や差別の禁止、子どもの意見の尊重等のため、子どもの気持ちに配慮した言動をとり、人格を尊重した保育を行うことが必要です。保育所は、虐待の未然防止および早期発見に向け、専門的な知識および技術の習得に関する研修等の機会を設け、職員の資質向上に努めるとともに、虐待等の不適切な養育が疑われる場合には、専門機関と連携する体制も求められます。

### v 特に支援を必要とする子どもへの対応

障害や発達上の課題がみられる子どもの保育は、家庭との連携を密にするとともに、子どもだけでなく保護者を含む家庭への援助に関する計画や記録を個別に作成するなど、適切な対応を図る必要があります。障害等により支援が必要な子どもも安心して生活できるよう、一人ひとりに配慮した内容や方法を考えて保育を行うことが必要です。巡回支援や発達相談等により地域の専門機関と連携し、小学校以降の個別支援へとつなげることも求められます。

### vi 保護者への子育て支援

保護者とのコミュニケーションを大切にし、保育の内容や意図、保育所での子どもの様子や気持ち、心身の成長等を分かりやすく伝え、保護者の子育てに対する意欲や自信を高めることにつなげる視点も重要です。懇談会などの話し合いの場や保護者参加行事等により、保護者が保育所に意見を伝えやすい環境を整え、保護者からの意見を反映するなど、相互理解のもとに保育を行うことも求められます。少子化や核家族化、地域内におけるつながりの希薄化が進む中で、子育てをする上で孤立感を抱く人や、子どもに関わったり世話をしたりする経験が乏しいまま親になる人も増えています。身近に相談や助言を求める相手がおらず、子育てに悩みや不安を抱く保護者に対しては、保育士等が有する専門性を生かした支援が必要です。

### vii 地域の子育て支援

保育所が有する人材や場を活用し、保育に関する情報提供や地域の子育て家庭の支援を実施する役割も求められます。地域における子育て支援に関わる活動が、関係機関との連携や協働、子育て支援に関する地域の様々な人材の積極的な活用によって展開されることで、子どもの健全育成や子育て家庭の養育力向上、親子をはじめとする様々な人間関係づくりに寄与することが期待されます。地域において、子育て家庭は周囲との関係が希薄となることも少なくありません。地域の保護者等への子育て支援を通して、子育て家庭における諸問題の発生を予防または早期に察知し、解決に寄与することは重要な役割です。要保護児童対策地域協議会での情報共有や関係機関等との連携と協力を図っていくことが求められます。

## ②保育環境

### i 適切な人員およびスペースの確保

OECD の分類では「構造の質」と表現されています。「構造の質」とは、施設の広さや備えるべき条件、保育者と子どもの人数比率です。日本では保育所の施設面積基準や調理室の設置を定めており、保育者1人に対して乳児なら3名、1歳なら6名といったように子どもの育ちにふさわしい条件を決めています。基準は国によっても異なりますが、日本では面積基準について、都市ではスペースが取れないことから独自の基準を設けている自治体もあります。また、グループの大きさ（集団規模）も保育の質に係る要素とする研究もあります。

### ii 安全管理

施設内外の安全点検に努め、保育中の事故や災害、不審者侵入防止の対策をとることが求められます。子どもが安全に遊ぶことや危険回避できる力をつけられるようにすることも必要です。子どもの行動予測に基づいた危険回避、遊具の安全性や機能の保持を目的とした安全点検等を実施する必要があります。安全管理・事故防止のマニュアルを整備し、事故や災害、外部からの不審者の侵入等を想定した訓練を定期的に行うことが求められます。

### iii 健康・衛生管理

保育所は感染症等の発生予防に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら子どもの体調不良、怪我や事故発生時の対応をとらなければなりません。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策と緊急の対応策も重要です。健康や衛生の管理マニュアルに基づいて施設を適切に管理し、嘱託医による定期的な健診を実施することや、乳幼児突然死症候群（SIDS）防止のための睡眠チェックを定時間隔で実施し、記録を保管することが必要です。連絡帳等で子どもの成長や体調を保護者と共有し、異常や変化に迅速に対応するための仕組みも求められます。

### iv 栄養・給食管理

子どもは感染症や食中毒等に対する抵抗力が弱く、衛生面での安全対策が重要となります。子どもたちに安全でおいしい食事を提供するために食事の衛生管理には最新の注意を払い、健康の増進に努めなければなりません。成長途中の子どもの発育・発達のために適切に栄養管理された食事を提供するとともに、離乳食や除去食等の個別の配慮が必要な子どもへの対応も求められます。安全かつ衛生的に調理され、年齢に応じた適量の給食提供を目的としたマニュアルやチェックリスト等を活用したり、厨房管理者が調理業務従事者に衛生管理に必要な作業や知識を周知し、事故防止に向けた点検や清掃を行ったりする体制が必要です。

### v 施設・設備の修繕状況、備品管理

乳幼児が年齢に応じた発達を保障され、安全かつ衛生的に生活するための備品等が整備されていることや、保育所内外の清掃が適切に実施され、定期的な固定遊具の点検や樹木の剪定等が行われていることが求められます。また、子ども相互の関わりや周囲の大人との関わりが自然と促されるように、複数の子どもたちが遊べる遊具コーナーなどを設定する等、物の配置にも配慮することが必要です。

### ③人材

#### i 施設長の責任とリーダーシップ

施設長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組む必要があります。保育の質の確保・向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮することが求められます。施設長はそれぞれの職員の専門性をよく理解し、保育所内で学び合える機会を作り、職員に専門性を向上させる研修等へ参加する機会を積極的に与えることも必要です。保育の質の向上のために、一人ひとりの保育者だけではなく、園として取り組んでいるか、効果的なチーム形成が出来ているかも問われます。長時間の保育では保育士もシフト勤務になり、看護師や調理師なども連携して職員全員で保育を実施することが大事だと考えられています。

#### ii コンプライアンス、個人情報保護

各種法令を遵守し、健全かつ適正に保育所の運営に取り組む必要があります。個人情報に関する規定やマニュアル等を作成し、職員へ周知徹底するとともに、定期的な点検を行うことも求められます。

#### iii 保育者の教育水準・資質

保育における質を評価する指標を、子どもの過ごす環境設定ではなく、保育者側に求めたのが、保育者の教育水準です。養成教育としての教育歴や研修年数、資格の有無、保育士としての経験年数といった項目が含まれます。保育の質の確保や向上のためには、保育所内での会議等を定期的に行い、振り返りや情報交換を行うことが必要です。保育所内で人材育成者の役割を明確にしたり、外部研修等に参加できる体制を整えたりすることも求められます。

## トピックス 「OECD による保育の質の定義と諸側面」

保育の質は、社会や文化における保育の機能や価値づけに依存する相対的で多面的なものであり、一元的に定義することはできません。OECD（国際経済協力機構）では、保育の質について、「子どもたちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべてである（多面的で複合的なもの）」と定義しています。「志向性の質」や「構造の質」など、6つの側面で捉えることができるとしています。

### 保育の質の諸側面（OECDによる整理）

#### 保育の質の定義

子どもたちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべてである（多面的で複合的なもの）（「Starting Strong IV」OECD、2015）

#### 保育の質の諸側面

##### ① 志向性の質

（法律や政策など、文化や社会情勢を背景として政府や自治体の示す方向性・目標）

##### ② 構造の質

（施設の広さや備えるべき条件、保育者一人あたりの子どもの人数など、物的・人的環境の全般的な仕組み）

##### ③ 教育の概念と実践

（国としてのカリキュラム（日本では保育所保育指針など）により示される、教育の目標や内容の基本的考え方）

##### ④ 相互作用あるいはプロセスの質

（子どもたちの育ちにつながる、保育者と子どもたち、子ども同士、保育者同士の相互作用や関係性、環境の構成）

##### ⑤ 実施運営の質

（地域や現場のニーズへの対応、質の向上、効果的なチーム作りなどのための園やクラスの運営・管理）

##### ⑥ 子どもの成果の質あるいはパフォーマンスの基準

（子どもたちの現在や将来の幸福（ウェルビーイング）につながる肯定的な成果）

※上記6つの諸側面は、OECDにより、1990年代後半以降の各国における幼児教育・保育政策に関する議論や調査、先行研究等を踏まえて整理されたもの（「Starting Strong II」OECD、2006）

出典：保育所などにおける保育の質の確保・向上に関する検討会（第1回）参考資料

## トピックス 「外国における保育の質の評価尺度」

OECD による保育の質の諸側面には、「相互作用あるいはプロセスの質」があります。保育プロセスとは、保育士と子どもたち、あるいは子ども同士のやりとりを指します。保育所での活動に必要な遊具などの環境も含まれます。外国では保育環境を含む保育プロセスの質を一定の観点から客観的に測るための評価尺度も作成されています。主な評価尺度には以下のものがあります。

### ●ECERS (Early Childhood Environment Rating Scale)

保育環境の評価として国際的に広く用いられています。どのような集団保育の場（幼稚園、保育所、こども園）であっても共通する、子どもの基本的なニーズに注目し、それらがどの程度満たされているかを測定する「尺度＝物差し」です。乳児版（0～2歳半対象）と幼児版（2歳半～5歳対象）があります。保育環境について、乳児版は39（幼児版は43）の観点から7段階評価を行い、保育の質を数字で表すものです。保育の質の「見える化」の一つの方法であり、保育の質の向上のための一つのツール（道具）です。

### ●CLASS (Classroom Assessment Scoring System)

アメリカ国立小児保健・人間発達研究所（NICHD）が長期追跡調査を行うために開発した尺度とアメリカ国立乳幼児発達学習センター（NCELD）が幼稚園入園前の子どもの調査を行った際に使った尺度に基づき作成されています。保育者・教師と子どもの相互作用に焦点を当て、情緒的サポート（肯定的雰囲気、否定的雰囲気、教師の敏感さ、子どもの視点への配慮）、クラスの構成（子どもたちの行動の把握、生産性、指導的な学習形態）、指導のサポート（概念発達、振り返りの質等）という視点で評価します。

### ●CIS (Child Involvement Scale)

#### SICS (Process-oriented Self-evaluation Instrument for Care Settings)

ベルギーのF. ラーバースが開発した尺度で、OECDでも保育の質を評価する指標として紹介されています。保育の質を情緒的な安心の度合い（安定度）、熱中度（夢中度）、大人の関与の3つの要素から捉えています。SICSはそのうち、安定度と夢中度を保育者の自己評価によって評価します。子どもが遊びに没頭し夢中になっている状態として5段階で評定する夢中度は、子どもの経験の質の尺度です。遊びの活動が何であったかではなく、子どもがどのように経験していたかを評価するものといえます。

## (2) 保育の質の向上に係る取組

子どもの生命の保持および情緒の安定を図るとともに、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、各地域における保育ニーズを踏まえ、保育の質を確保・向上させていくことが重要です。

保育の質の確保・向上に向けては、保育所保育指針の他、各種の基準やガイドライン等が整備されており、子ども・子育て支援新制度に係る「質の向上」メニューを始めとした保育士等の処遇や配置の改善、保育士等のキャリアアップに係る研修などが実施されています。

保育所保育指針は、すべての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定めています。平成30年(2018年)4月には、改定保育所保育指針が適用され、「内容」および「環境」、「人材」について、以下のとおり、さらに充実することが求められています。

### ①内容

保育所における教育には、幼保連携型認定こども園および幼稚園と構成の共通化を図り、「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の各領域における「ねらい」「内容」「内容の取扱い」が記載されました。その際、保育所においては発達による変化が著しい乳幼児期の子どもが長期にわたって在籍することを踏まえ、乳児・1歳以上3歳未満児・3歳以上児に分けて示されました。

改定前の保育所保育指針における「子どもの発達」に関する内容は、「基本的事項」とするとともに、各時期のねらいおよび内容等と併せて記載されました。

乳児保育については、この時期の発達の特性を踏まえ、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・社会的・精神的発達の基盤を培うという基本的な考え方のもと、乳児を主体に、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という三つの視点から、保育の内容が記載されました。

### ②環境

子どもの育ちをめぐる環境の変化や様々な研究、調査等による知見を踏まえ、アレルギー疾患を有する子どもの保育および重大事故の発生しやすい保育の場面を具体的に提示した事故防止の取組が記載されました。

感染症対策や食育の推進について、子どもの生命を守るため、施設・設備等の安全確保や災害発生時の対応体制および避難への備え、地域の関係機関等との連携など、保育所における災害への備えに関する内容が記載されました。

### ③人材

職員の資質・専門性とその向上について、各々の自己研鑽とともに、保育所が組織として職員のキャリアパス等を見据えた研修機会の確保や研修の充実を図ることを重視し、施設長の責務や体系的・計画的な研修の実施体制の構築、保育士等の役割分担や職員の勤務体制の工夫等、取組の内容や方法が具体的に示されました。

以上のような改定指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図ることが必要であることから、保育の質を支える「環境」「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、主として保育の「内容」面から具体的な方策等を検討する「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」が開催されています。平成30年(2018年)9月26日に取りまとめられた「中間的な論点の整理」においては、今後の検討にあたっての「基本的な視点」として、以下の点が挙げられています。

- ・保育の質の検討に当たっては、子どもの健やかな成長と発達が保障されるよう、「子ども」を中心に考えることが最も基本
- ・保育の質を確保・向上させるには、実際に保育を実践する保育所等の保育現場に加え、保護者や地域住民、さらには、自治体や地域の関係機関を含めた、保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要

「検討の方向性」では、この基本的な視点を念頭に置き、保育現場・地域・国といった様々な主体による取組が連動し、全体として機能するために、保育の質に関する基本的な考え方等について議論を深めていくこととされています。個別的事項では、保育の現場における保育実践、保護者や地域住民等との関係、自治体や地域機関との関係について、具体的方策を検討していくこととされています。

これを受けて、厚生労働省委託調査研究事業（平成 30 年度（2018 年度））において、「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会」が設置され、諸外国における保育の質をめぐる動向等について整理・分析が行われました。その成果をとりまとめた報告書では、今後の方向性として、以下の点が挙げられています。

- ・各国が時間をかけて構築してきた取組を直ちにそのまま取り込むということではなく、それらを参考としながら日本における保育の質のあり方を検討し、それに応じてどのような目標を設定すべきか、中長期的に考えていくことが重要
- ・保育の質の確保・向上に向けて何をすべきか、そのためにどのようなことを整備すべきか、その先にあるべき姿はどのようなものなのか、①国レベル、②自治体レベル、③現場レベルのそれぞれにおいて、グランドデザインを構想していくことが求められる
- ・保育の質と監査や評価を通じたその「見える化」が、子どもの幸福や健やかな育ちの実現とどのようにつながるのか、さらなる議論とともに、長期的縦断的な調査研究が必要
- ・評価によってある一時点での保育の質を捉えるだけでは十分でなく、保育の質が向上していく過程とそれを支援する仕組みを明らかにしていくことが重要

こうした今後の方向性を踏まえ、国では日本の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色、乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方、保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方について検討することが示されています。

## トピックス 「ペリー就学前プロジェクト」

1960年代のアメリカ・ミシガン州で「質の高い幼児教育プログラムに参加したグループ (A)」と「参加しなかったグループ (B)」を対象に、その後長年にわたる追跡調査を実施しています。

### 1. 研究内容

実施場所：ミシガン州イプシランティ市学校区ペリー小学校付属幼稚園

対象者層：低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子ども (IQ70~85)

対象者数：123名 (被験者58名・非被験者65名)

実施期間：1962年~1967年

教育内容：3・4歳児に対して2年間、環境を通した子どもの主体的な活動から学習させる「ハイスコープ」カリキュラムに基づき、以下の教育を施す。

①学校教育(平日午前2.5時間、教師1人に対して幼児5.7人)

②教師による家庭訪問(週1回1.5時間)

③親を対象とする少人数グループミーティング(毎月)

※教育はいわゆる「アクティブ・ラーニング」で、子どもたちの自発的な遊びの実践を実施。理解度に合わせて、想像力を促すような柔軟な授業で、遊びの復習を集団で行うことで、社会的スキルも教えた。

実施主体：心理学者ワイカートらの研究グループ

(その後、ハイスコープ教育調査財団が追跡調査)

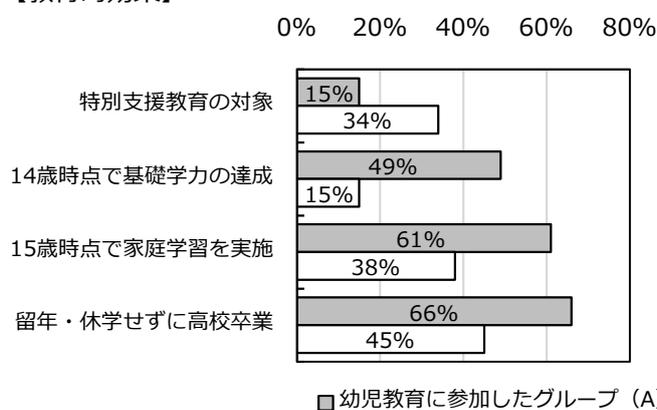
追跡調査：3~11歳(毎年)、14、15、19、27、40、50歳時点(以降継続中)

### 2. 結果

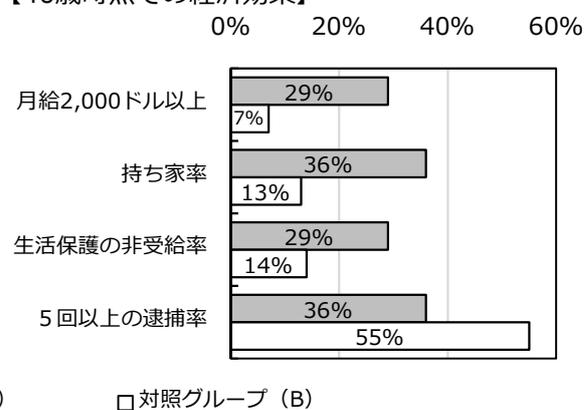
19歳時には学校中退や留年、高校の卒業率、27歳と40歳時点では収入や犯罪率、持ち家率、生活保護受給割合等で、幼児教育に参加したグループ(A)の方が、参加しなかったグループ(B)よりも優れた結果を出しています。幼児期の教育は、学業上の成功だけでなく、経済的な成功や社会的な責任を果たしているという、人生における長期的な成果をあげています。

幼児教育に参加したグループ(A)のIQや学力テストは一時的に上昇しましたが、8歳前後では参加しなかったグループ(B)と大きな差が無くなり、認知能力の上昇は確認できましたが、効果は持続しませんでした。

【教育的効果】

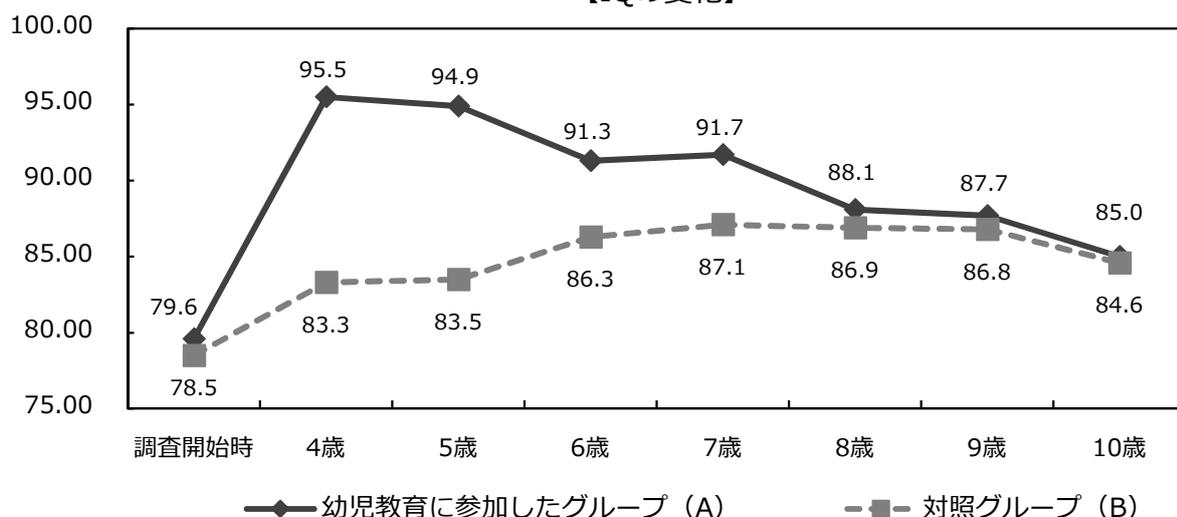


【40歳時点での経済効果】



出典：Lawrence J. Schweinhart et al. 『The High/Scope Perry Preschool Study Through Age 40』 High/Scope Educational Research Foundation、平成17年(2005年)

【IQの変化】



出典：James J. Heckman 『Schools, Skills, and Synapses』平成20年（2008年）

### 3. ヘックマン教授の研究結果

シカゴ大学のジェームズ・J・ヘックマン教授は、2006年にアメリカの科学雑誌「Science」において、以下の研究結果を発表しました。

教育を受けた子どもの間で顕著だったのは学習意欲の伸びであった一方で、子どものIQを高める効果は小さいことが明らかでした。高所得を得たり、社会的に成功したりするためには、IQなどの「認知能力」と学習意欲や労働意欲、努力や忍耐などの「非認知能力」の両者が必要となりますが、ペリー就学前プロジェクトは子どもの「非認知能力」を高めることに貢献したといえます。

「非認知能力」は就学後よりも3～4歳ごろの幼児期に育まれやすく、就学前に「非認知能力」の発達があれば、就学後における教育の効果は大きくなりますが、それがなければ就学後の教育効果は小さいものとなります。非認知能力が大きく発達する就学前の時期に、その発達を促す教育をすることが重要で、その発達がその後の教育の効率性を高め、社会的な成功につながるといえます。

#### ジェームズ・J・ヘックマン教授

シカゴ大学経済学部特別教授。1944年、米イリノイ州シカゴ生まれ。65年、コロラド・カレッジを優等の成績で卒業、数学の学位を取得。68年、米プリンストン大学から経済学修士号、71年に同 Ph.D.（経済学）を取得。ニューヨーク大学、コロンビア大学などを経て77年からシカゴ大学経済学部教授。

専門はミクロ経済学における計量経済分析。確率理論や統計学を応用した新しい数量分析手法を考案し、個人の消費活動や職業選択などの個別データを適切に抽出して実証分析に役立てることを可能にした。計量経済学分野で個人や家計の動きを統計的に分析する理論と手法を開発、発展させた業績により、カリフォルニア大学のD.マクファデン教授とともに2000年ノーベル経済学賞を受賞。

## トピックス 「アメリカ国立小児保健・人間発達研究所の長期追跡研究」

アメリカ国立小児保健・人間発達研究所は、子どもの発達について、1991年から1,000人を超える子どもたちの0歳時点から思春期中期までの長期追跡研究を行いました。

### 1. 研究目的

子どもが受ける保育の体験の違いが、子どもの社会的、情緒的、知的、言語的、身体的な発達と健康に、どのような影響を及ぼすかを検討しました。

### 2. 研究方法

アメリカ国内の10地域において、社会経済的、文化的に多様な家族の子どもを対象に、生後1か月からデータ収集を開始し、発達に沿って縦断的に調査を継続しました。

<研究期間と子どもの年齢（学年）>

研究期間	子どもの年齢（学年）
1991-1994	第1期 1歳から3歳まで
1995-1999	第2期 小学1年生まで
2000-2004	第3期 小学6年生まで
2005-2007	第4期 中学3年生まで

### 3. 研究結果

出生から4歳半までの研究結果は、家庭の特徴が及ぼすほど強い関係性ではありませんが、保育の質、保育時間、保育施設といった保育の特徴の違いが、子どもの発達にある程度の影響をもつことが分かりました。

質の高い保育を受けている子どもの方が、質の低い保育を受けている子どもよりも、言語と知的発達の面で若干優れた発達を見せていることが示されました。3歳までの結果は、質の高い保育を受けた子どもたちの協調性がより高いことが分かりました。

保育者が子どもの行動に対して感受性豊かである、子どもの興味とやる気を励ます接し方を行っている、子どもと頻繁にかかわっているといった「ポジティブな養育」が多いほど、保育の質はより高いものであると示されました。保育者1人当たりの受け持つ子どもの人数が少ないとき、保育者の専門教育の程度が高く教育歴が長いときほど、ポジティブな養育が多くなされたことも示されています。

保育時間は、1週間当たりの保育時間が長いときに問題行動を示す可能性が高くなりましたが、特別な注意を必要とするほどの問題行動や精神病理とは関係がないことが示されています。

## (1) 学童保育における質とは

子ども（小学生）にとって放課後は、学校で学んだことや家庭で身につけたことを活かしながら、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きていくための知恵や社会性を育むことができる大切な時間です。国の放課後対策には、共働き世帯等を対象にした「放課後児童健全育成事業」である学童クラブと、すべての子どもを対象にした「放課後子供教室推進事業」があります。子どもの発達段階に応じた放課後の環境を充実していくことが重要とされています。

学童クラブは、児童福祉法に基づき「小学校に就学している子どもで、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合」に、授業の終了後（放課後）に児童厚生施設等で適切な遊びと生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成を行います。

どのような観点から質を捉えるか、どのような要因が質に関与するかという学童保育の質に係る内容や、子どもの発達に影響を与える効果等については、保育所における保育の質と同様に一つの明確な基準が定まっているわけではありません。そこで、平成27年（2015年）に国が示した「放課後児童クラブ運営指針」をもとに、学童保育の質に係る内容を「育成支援の内容」、「環境」、「人材」という3つの要素に分類して紹介します。

### ① 育成支援の内容

#### i 目的

学童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。

#### ii 遊びや生活の支援

学童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取組、基本的な生活に関すること等、放課後における生活全般に関わる援助が行われます。

中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動です。子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになります。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気づいていきます。

#### iii 発達段階に応じた支援

学童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場です。子どもの発達段階や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要があります。

#### iv 人権保障

学童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要があります。

#### v 特に配慮を必要とする子どもへの支援

学童クラブの支援員等は、子どもの家庭環境に配慮し、家庭での養育に特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者との安定した関係の維持に留意しつつ、関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める必要があります。

#### vi 保護者への子育て支援

子どもに関する情報を家庭と学童クラブとで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等とを両立できるように支援することが重要です。

#### vii 地域との連携

学童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、町会・自治会や民生・児童委員等の地域団体、子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流等を図ることが重要です。

### ②環境

#### i 適切なスペースの確保

学童クラブは、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要です。衛生および安全が確保された設備や、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具および図書など、年齢に応じた遊びや活動ができるよう空間や設備、備品等を備えることも求められます。

#### ii 安全管理

学童クラブは、子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないよう、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行うとともに、子どもが危険に気づいて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身につけられるよう援助する必要があります。事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全を守るため、対応方針を作成して定期的に訓練を行うことも求められます。

#### iii 健康・衛生管理

学童クラブは、発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する必要があります。おやつは補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫することが求められます。おやつの提供に際しては、子どもが落ちついて食を楽しめるようにするとともに、食物アレルギーのある子どもについては、事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮することが必要です。

### ③人材

#### i 組織体制

学童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められます。

#### ii コンプライアンス、個人情報保護

社会福祉法に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑に利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業内容に関する情報提供についての努力義務が課せられています。学童クラブの運営主体は、保護者や地域社会に会計処理や運営状況の情報を公開することが求められます。

#### iii 職員の資質

学童クラブの職員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識と技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要があります。

#### iv 適正な人員配置

学童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、上記のような資質を持った、有資格の職員を置かなければなりません。

職員を配置する場合の基準となる子どもの集団の規模は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる、おおむね40名以下が望ましいとされています。

## (2) 学童クラブの質の向上に係る取組

学童クラブは、その役割を明確化するとともに、量と質の充実を図っていくことが求められています。平成 26 年（2014 年）、国は放課後子ども総合プランを策定し、放課後児童クラブの量の確保の数値目標と併せて、放課後にすべての子どもたちが多様な体験・活動を行うため、放課後児童クラブと放課後子供教室との「一体型」および「連携」の形で運営する事業を計画的に整備することとしました。平成 27 年（2015 年）、国は放課後児童クラブ（学童クラブ）の運営に係る質の全国的な平準化を目的として「放課後児童クラブ運営指針」を策定しており、以下のとおり「育成支援の内容」および「環境」、「人材」をさらに充実することが求められています。

### ① 育成支援の内容

学童クラブの対象は小学生のため、発達段階を踏まえた支援が必要です。児童期の発達過程は個人差が大きいです。目安として、おおむね 6 歳～8 歳（低学年）、9 歳・10 歳（中学年）、11 歳・12 歳（高学年）の 3 つの時期に区分して捉えることができます。その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが必要です。

### ② 環境

学童クラブは、子どもにとって安全で安心な環境を整備することが求められています。施設内での事故やケガを防止するため、室内や屋外の環境の安全性を毎日点検し必要な補修等を行うとともに、その防止策や発生時の対応マニュアルを作成し、支援員等の間で共有することとされています。

おやつを提供は、多様化する食物アレルギーへの対応マニュアルを整備し、保護者とその対応方法等について、綿密な情報共有を行うこととされています。

ケガに対する応急処置や感染症予防等、子どもの健康管理については、常に最新の情報を得られるように、定期的に研修を実施していく必要があります。

施設内の安全管理にとどまらず、子どもが安全に通えるように通学路等も含めた周辺地域の安全に対して目を向けていくことも必要です。平成 30 年（2018 年）には、放課後の痛ましい事件の発生や、震災時における危険個所の把握等の必要性から、国による「登下校防犯プラン」に基づき「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リスト」が改定され、地域住民との協働による子どもの生活地域内の安全点検の実施が呼びかけられました。

### ③ 人材

学童クラブの職員は、子どもや保護者を取り巻く様々な状況に関心を持ち、育成支援における課題等について建設的な意見交換を行うことで、育成支援の事業内容向上に努めることが求められます。運営主体となる自治体は、職場内での教育訓練や研修の機会を確保する必要があります。また、地域社会との交流および連携を図り、子どもの保護者および地域社会に対し、学童クラブの運営内容を適切に説明するように努めていくことが必要です。